

第35回鳥取家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和3年2月3日（水）午後2時00分～午後3時30分

2 開催場所

鳥取家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

荒木未佳，池田憲介，川本由美子，塩崎かおる，杉内博文，杉山尊生，畑千鶴
乃，牧真千子，水野治郎

（事務担当者等）

清水首席書記官，浅原首席家裁調査官，梶川訟廷管理官，山口事務局長，吉田
会計課長，松本総務課長，小笹総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) テーマ：新型コロナウイルス感染症への裁判所の対応について
- (2) 次回開催テーマ等

5 議事

- (1) 新任委員の紹介
- (2) 前回の鳥取家庭裁判所委員会のテーマ「成年後見制度を利用しやすくするために」の中でいただいた御意見の検討状況

別紙第1のとおり

- (3) テーマについての意見交換等

裁判所事務担当者が，鳥取家裁における新型コロナウイルス感染症への対応について説明を行い，調停室及び家事審判廷の見学を行った後，意見交換をした。

要旨は別紙第2のとおり。

6 次回開催期日等

(1) 次回テーマ

「女性職員の活躍の推進について」をテーマに意見交換する。

(2) 次回開催期日

開催候補日時を令和3年6月30日（水）午後2時から1時間30分程度とする。

以 上

(別紙第1)

第34回家裁委員会「成年後見制度を利用しやすくするために」

における委員の御意見について

- 1 制度が分かりにくい、手続が面倒であると考えられていることに対して対処が必要なのではないか。

市町村や成年後見支援センターの相談の充実のため、裁判所も会議等の場で働き掛けを継続している。裁判所に来庁された方について、同意を得て市町村に相談を申し送る取組も令和2年4月からスタートしている。また、令和2年10月30日には、県庁、自治体、成年後見支援センター及び専門職団体などを参加者として、家庭裁判所において家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会を開催して、地域の相談態勢作りが進むように協議した。

- 2 後見人の報酬額を含めて、費用が掛かると思われているので、裁判所の運用を明らかにしてはどうか。

最高裁において報酬の目安の設定についての検討が進められ、その考え方については報道されているところである。これに対する利用者団体からのヒアリングが行われており、厚生労働省のホームページにその内容が公表されるなどしている。今後、一般的な考え方を明らかにすることになると考えている。

- 3 親族が後見人になるのは負担が重い面があるので、支援の仕組みがあってもよいのではないか。

市町村と成年後見支援センターとの間で役割分担について協議している。後見人の支援についても役割分担して態勢を作る必要があることは市町村等も認識してい

と思われる。裁判所としては、前述の家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会において、後見人支援について協議事項の一つとした。引き続き、地域における支援態勢の整備を後押ししていく。

- 4 成年後見制度は福祉の問題であり、裁判所だけが頑張っても利用は進まないのので、地域の福祉関係機関と裁判所との連携を促進する必要があるのではないか。

裁判所は、県庁の担当部と日頃から連携し、地域における態勢作りを後押ししている。地域のまとめ役となる「中核機関」を、令和4年3月までに設置することが全国で目指されており、鳥取県では、令和2年4月に、鳥取市、倉吉市、北栄町、湯梨浜町、琴浦町及び三朝町に設置された。他の市町村も、来年度の設置に向けて動いている。引き続き、裁判所は、県庁と連携し、県内の全市町村で中核機関が設置されるよう後押しする。

(別紙第2)

テーマ「新型コロナウイルス感染症への裁判所の対応について」

○委員長

意見交換に先立ち、裁判所における新型コロナウイルス感染症対策の説明、調停室見学を行いました。これらを踏まえ、裁判所での新型コロナウイルス感染症対策の取組について、御質問又は御意見をお聞かせいただけますでしょうか。

○学識経験者委員A

私の職場内での感染症対策について御紹介したいと思います。

本部には一度に15人程度が食事のできる食堂があるのですが、コロナ禍後には、食事のできるスペースを二部屋に分けて、それぞれの距離が取れるような配席に変更しました。タオルなどの共用はしていませんし、食事後には、食堂に備え置いている消毒液で各自がテーブルや椅子を消毒することになっています。

また、本部に県外からのお客様が来られた際には、受付で連絡先の記入と検温をお願いしています。ただし、現在は、感染者の多い地域からの訪問は基本的にお断りしており、ウェブ会議でのやりとりをお願いしているところです。こちらから県外に出掛ける出張についても、ほとんどが取りやめになりましたので、必要があればウェブ会議を行っているという状況です。

営業店には不特定多数の方が来られますので、より慎重に感染症対策を行っています。店内では、職員のマスク着用、手指消毒や手洗いの励行、アクリルパーティションの設置といった一般的な対策を行っているほか、お客様のもとに訪問する仕事もありますので、職員には、ポケット内に収納できる小さな消毒液を持たせて、お客様に

会う直前には消毒を行うことや、行動記録を付けるように指示しております。万が一、営業店で感染者が出た場合に備えて、休業する場合の代替の店舗や要員のシミュレーションも行っています。

また、プライベートも含めて、職員が県外に移動する場合には届け出をしてもらいます。ケースによっては、鳥取に戻ってきて6日間の出勤停止という対応を執ることもあり得ます。その他にも、例えば、県外に居住する家族が帰省した場合に、出勤停止の対応を執る可能性があります。

現在、課題だと考えているのはリモートワークの可否についてです。営業店も含めてウェブ会議を行える環境を確立したいと思う反面、お客様のお金を扱う業務ですのでセキュアな環境作りが必要になり、それなりの費用も掛かってくるという悩みがあります。

個人的にCO₂濃度を表示する器具を購入して、職場の自分の机の横に置いていますが、窓を閉め切ると、換気をして1時間も経たないうちに、CO₂濃度が1,000ppmを超えたことを知らせるブザーが鳴ります。私の職場の場合ですが、窓を5センチメートル程度開けておくことで換気効果が十分に図れていることが、この器具を使うと数字として見えますので大変重宝しております。

○学識経験者委員B

福祉相談センターでは、児童相談所、婦人相談所、知的障害者更生相談所の三つの機関が一つになっていますので、それぞれの機関にいろいろな方が来られます。現在、職場で行っている感染症対策は、トイレや洗面所のドアノブ、相談室のテーブルや椅子の職員による毎朝の消毒です。

センターに来られた方には、玄関に設置している手指消毒液を御利用いただき、受付では検温を行っています。検温の結果、氏名及び連絡先を記録表に記入していただ

き、万が一の時にはスムーズに連絡が取れるようにしています。

相談室内では、必ずマスクの着用をお願いしていますし、パーティションは設置していませんが、十分な距離を確保して相談に応じています。また、相談室使用後は、必ず換気と消毒を行っています。

執務室は、コロナ禍前は約35人が1フロアで仕事をしていました。1フロアで仕事をするほうが各課の連携が図れるので効率的ですが、とても密な状態でしたので、密状態を回避するために、会議室を執務室に代えて二つの執務室で仕事をしています。それぞれの執務室では、時間を決めて1日に五、六回は換気をしています。

○学識経験者委員C

鳥取県男女共同参画センターは倉吉市未来中心内にある集客施設です。業務内容には、外部の方を施設に招いて行うものや、啓発セミナーのように外部に出向いて行うものがあります。感染症対策としては、換気、消毒はもちろん、セミナー参加者への検温など、基本的な取組を行っています。

裁判所での新型コロナウイルス対策についての説明をお聞きしたところ、基本的な取組はできていると思いました。換気や消毒などの基本的な取組を徹底していくことが大事だと感じております。

○学識経験者委員D

裁判所での新型コロナウイルス対策についての説明は、基本的な感染症対策を振り返る意味でも大変勉強になりました。

本学が行っている感染症対策は、基本的な取組を徹底することが大前提となっています。コロナ感染に罹患することを完全に避けることはできませんので、本学にとっては、学生の中に感染者が出た後にどのような対応を執るかが一番の課題となってい

ます。先日、コロナ感染者が出た学部は速やかに出入りができない状態にし、それ以外の学部で全く接点のない学生に対しては通常通りの学務を行いました。感染のあった場所とそうでない場所を切り分けて、通常通りの業務を担えるところは担っていくことが必要だということを改めて思ったところです。

この1年間は、多くの大学で、オンライン授業をメインにしながら、極力学生がキャンパスの中で活動することがないような配慮を求められましたが、その中で、オンラインが可能な講義型以外の実技型、実習型、演習型の授業に関しては極めて重い課題が残りました。必ず対面で行わなければならない、あるいは対面で行うことが最も教育効果が得られる科目をどのように実現していくかというのが目下の課題です。私が受け持つのは、子供との関わり方を専門性として積み上げていくという学科ですが、子供達と距離を取って、子供達との関わり方を学ぶことはできません。コロナ禍の中で、学生への学びの機会をどのように保障していくのかが大きな課題ですし、十分な環境ではなくても実習に行きたいと希望する学生の思いを最大限サポートしていきたいと思っています。

○学識経験者委員E

当社では、リネンサプライを業務としていますが、ホテルリネンはコロナの影響を大きく受けている状況にあります。当社の工場の稼働率は、ホテルリネンのほうが3割程度という状況です。いわゆる労働集約産業ですので、リモートで業務を行うことはできません。

先日、約百数十人の社員が働いている工場に、モニター付きの体温計を購入しました。マスクを着用していないと検温してくれませんので、マスク着用の有無を必ずチェックできます。計測時間は1秒足らずですので、社員も外部からお越しになったお客様も簡単に検温ができます。

昼休憩は、社員ごとに時間をずらし、食堂にはアクリルパーティションを設置し、食事時の会話は極力控えるようにしています。

医療機関への配送に関しては、配送先の医療機関のルールに従ってリネンの受渡しを行っています。具体的には、これまでリネン類は室内まで運んでいたところ、医療機関によっては、病院入口にいる看護師にリネンの受渡しを行うという対応をしています。

コロナ禍により出張の回数が減り、リモート会議が増えましたが、リモート会議の良さもあります。今までは、私一人が出張に行って会議に出席する形だったのが、リモート会議にしたことで、私以外の他の社員も会議に参加できるようになりました。交通費や宿泊代などの費用は前年度に比べると圧倒的に削減されましたし、出張先への移動時間が不要になったことも大きな変化です。

○弁護士委員F

コロナ禍前は、調停の当事者の代理人として、基本的に全国どこの裁判所にも出頭することを原則とし、相当な移動時間を要する地域だったり、日程の都合上どうしても出頭できない場合には、例外的に電話会議による調停を行ってもらっていました。コロナ禍後は、遠方の裁判所に出頭する場合は、原則、電話会議にしてもらっています。

鳥取家庭裁判所でも、コロナ禍後、調停を電話会議で行う件数は増えているのでしょうか。調停を電話会議で行う件数が増えていれば、調停室等に設置している電話会議システムに限りがあるため期日が入りにくくなっているという状況はあるのでしょうか。また、先程の調停室見学の際に、コロナ禍後は、申立人、相手方に別々の調停室に入ってもらい、調停委員が調停室を移動してお話を聞く形式にするために、一つの事件で2室の調停室を利用することにしたという説明がありましたが、そのために

期日が入りにくくなっているという状況はあるのでしょうか。以上の3点について教えていただけますでしょうか。

○事務担当者

電話会議の利用頻度については統計を取っておりませんので、具体的な数字でお答えすることはできませんが、コロナ禍以降は、電話会議の頻度が増加していることは間違いありません。調停室内には電話会議システムのほかに、昨年、スピーカーフォンを増設して活用しています。

1件につき2室の調停室を利用することで家庭裁判所の調停室がいっぱいになれば、簡易裁判所の調停室を使用することもあります。柔軟な対応を行っているので、期日が先延ばしになるようなことはありません。

○委員長

もともと三者通話ができる電話会議システムが2台整備されていたところ、コロナ禍後に、スピーカーフォンを増設したということですね。

○事務担当者

鳥取家庭裁判所本庁では、現在利用している調停室にはいずれも電話会議が行える機器が整備されています。

○弁護士委員F

家事調停は当事者が出頭するのが原則的な形だと思いますが、当事者が県外の方だった場合には、裁判所としては、積極的に電話会議で調停期日を行うというお考えでしょうか。

○事務担当者

当事者が出頭したいとお考えの場合には、県外の方であっても出頭していただくことがありますし、逆に、近くに住む方がコロナ感染が心配だからという理由で要望されれば電話会議を使用することもあります。

○学識経験者委員G

当院は精神科病院ですので、患者さんにマスクをずっと着用していただくことが困難な場合があります。仮に院内で感染者が出た場合に、どのように対応していくのか、院内にコロナウイルスを入れないために日々の感染対策をどのように行っていくのかについて、いろいろな情報を集めながら、できる範囲で感染症対策を行っています。

新規の入院患者には入院時にPCR検査を行っています。また職員に対しては、病院内に感染を持ち込まないように、県外への移動自粛をお願いしたり、家族以外との会食やカラオケなどはできるだけ避けるようお願いしています。外来については、検温のほか、県外の方との接触歴の有無、感冒症状の有無などを受付で紙に書いてもらっています。該当がある方については、面談室や応接室などの個室で別に待機していただいたり、明らかな風邪症状がある方については、来院されていても電話での診察を行った上で処方をしてお帰りいただくということもしています。

○裁判官委員H

各委員の職場で、様々な工夫をしながら感染症対策を行っていることがよく分かりました。裁判所でも考えられる感染症対策をしていますが、対面しなければならない場面、対面しなくてもよい場面、それぞれで切り分けて工夫できるところは今後も引き続き感染症対策に取り組みたいと思いました。いろいろとお聞かせいただきありがとうございました。

○弁護士委員F

我々もリモート会議をするときに、パソコンの画面上で相手の顔を見ながら話をするのが普通になってきていますが、電話で話をする場合と、リモートで相手の顔が見える状態で話をする場合とでは何が違うのかという話が出たことがあります。

調停を進めていく上で、当事者の表情が何らかの材料になっているのであれば、リモートでお互いに顔が見えるような状態で調停を進めた方がよいのではと思うこともありますが、そのあたりのイメージをお聞かせいただけますか。

○事務担当者

特に離婚や面会交流などの感情的な問題が絡む事件を電話会議で行うと、当事者の真意がどこにあるのかつかみにくい部分が若干あるという話は、調停委員との意見交換などの場に出てきます。

○委員長

電話会議では当事者の真意がよく分からないという調停も確かにあります。その場合には、当事者に裁判所に来ていただいて、直接お話しいただくようお願いすることもあります。それぞれの事件の内容や場面によって、いろいろ考えながら調停を行っているところです。

○弁護士委員F

電話会議になると主張したいことを事前に書面で提出するので、実は電話会議になったほうが提出書類が増える状況にあります。込み入った話を正確に伝えるためには、電話はやりにくいところはあります。

○委員長

電話会議の場合は、客観的な資料を事前に提出してもらおうようにしており、また、どうしても伝えたいことがあれば、その点についての書面をいただくこともあります。ただ、代理人弁護士が就いていれば事前に書面で提出いただくことも可能ですが、本人の場合には、自身の主張を書面にまとめてもらうのが難しいこともあるので、そのときは、次回は裁判所にお越しくささいますかと申し上げることもあるというところさです。

○学識経験者委員C

我々の取組で新型コロナウイルスに關係する記事が新聞に取り上げられたので、御紹介したいと思さいます。男女共同参画センターでは様々な取組を行っている中に、相談事業があります。夫婦、家族、人間關係など男女を問わず幅広い相談を年間約2,000件お受けしています。今年度の特徴として、コロナに關する相談がかなり増えたことが記事として取り上げられました。内容としては、コロナへの不安、ストレス、体調不良のほかに、家事育児に關する夫婦の役割分担に關する御相談もあるということが書かれています。

国レベルでは、コロナ關係でDV相談が過去最多になっていたたり、女性や子供の自殺者が増えてきているというデータが出ています。コロナ禍によって、家庭環境への影響が出てきていることを仕事をしていて感じております。

○委員長

ありがとうございました。